

事務連絡
平成26年10月31日

各都道府県専修学校各種学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各 国 公 私 立 大 学
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 御中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長
佐藤安紀

文部科学省高等教育局学生・留学生課長
渡辺正実

「エボラ出血熱の国内発生を想定した行政機関における基本的な対応
について（依頼）」を踏まえた留学生交流に関する対応等について

留学生交流に関する感染症への対応については、「留学生交流に関する感染症への対応について」（平成26年8月25日付け事務連絡）により対応をお願いしたところです（別添1参照）。

昨今の海外情勢（ギニア、リベリア、シエラレオネ及びコンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の発生等）を踏まえ、今般、厚生労働省健康局結核感染症課より、各都道府県等行政機関に対し、「エボラ出血熱の国内発生を想定した行政機関における基本的な対応について（依頼）」（平成26年10月24日付健感発1024第3号）が発出されました（別添2参照）。

このため、各大学等におかれても、海外に派遣する日本人学生等及び海外から受け入れる留学生への対応について、同通知及び下記の点に留意し、検疫所（検疫所の支所及び出張所を含む。以下同じ。）、保健所、行政機関及び医療機関に協力するとともに、安全確保に細心の注意を払い、学生等及び教職員へ周知徹底するなど、適切な対応をお願いします。

あわせて、何らかの問題等が発生した場合は、下記担当まで御連絡をお願いします。

また、厚生労働省等における対応については、今後の状況により適宜見直される可能性がありますので、同省ホームページなどから最新の情報を入手の上、対応されるようお願いします。

記

1. 検疫所が行うギニア、リベリア、シエラレオネ又はコンゴ民主共和国からの帰国・入国に際しての自己申告及び健康監視の学生等への周知

各大学等においては、検疫所における次の(1)及び(2)の対応等を踏まえ、海外に派遣する日本人学生等及び海外から受け入れる留学生に対し、アフリカのギニア、リベリア、シエラレオネ又はコンゴ民主共和国(以下「エボラ出血熱の発生国」という。)からの帰国・入国に際しては検疫所の指示に従うよう周知徹底するとともに、指示内容を把握し、適宜当該学生等に対するフォローをお願いします。

(別添2「別添：エボラ出血熱疑い患者が発生した場合の自治体向け標準的対応フロー(平成26年10月24日版)」参照)

- (1) 全ての入国者・帰国者に対し、発熱等の症状(以下「症状」という。)の有無に関わらず、到着前21日以内のエボラ出血熱の発生国の滞在歴を自己申告するよう呼びかけるとともに、全ての入国者・帰国者に対し、到着前21日以内のギニア、リベリア及びシエラレオネの滞在歴を確認することができるよう、各空港における検疫所と入国管理局の連携を強化し、滞在歴が把握された者(検疫法(昭和26年法律第201号)に基づき隔離又は停留の措置を受ける者を除く。)については、上記3か国を出発後21日間において1日2回の健康状態を確認(健康監視)することとしたこと。
- (2) 入国者・帰国者のうち、到着前21日以内にコンゴ民主共和国滞在歴はあるが症状がない者で、到着前21日以内に、エボラ出血熱患者の体液等との接触歴がある者は健康監視を、また、接触歴がない者は、自己管理を促す「健康カード」の配布をすることとしたこと。

2. 学内の危機管理体制の確認

エボラ出血熱の疑似症患者又はエボラ出血熱の感染が疑われる患者が発生した場合を想定し、最寄りの保健所及び特定又は第一種感染症指定医療機関をあらかじめ確認し、万が一、患者が発生した場合の学内関係部署及び関係機関への連絡や患者の搬送方法等の手順など、学内の危機管理体制について、改めて確認するとともに、学内関係部署への情報共有をお願いします。

3. 文部科学省担当者への情報提供

各大学等において、平成26年10月1日以降新たにエボラ出血熱の発生国より、留学生の受入れ又は海外に派遣する日本人学生等の帰国の予定がある場合は、文部科学省の下記担当まで情報提供をお願いします。

また、検疫所、保健所、行政機関及び医療機関から、海外に派遣する日本人学生等及び海外から受け入れる留学生について、エボラ出血熱の疑似症患者又はエボラ出血熱の感染が疑われる患者が発生した旨の連絡があった場合は、各大学等において適切に対応するとともに、速やかに文部科学省の下記担当まで情報提供いただきますようお願いします。

【本件連絡先】

文部科学省（代表：03-5253-4111）

<専修学校、各種学校について>

生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

専修学校第一係（内線：2939）

（夜間・休日：6734-2939）

<大学、短期大学、高等専門学校について>

高等教育局学生・留学生課留学生交流室

政策調査係（内線：3433）

（夜間・休日：6734-3360）

【別添資料】

別添1：「留学生交流に関する感染症への対応について」（平成26年8月25日付事務連絡）

別添2：「エボラ出血熱の国内発生を想定した行政機関における基本的な対応について（依頼）」（平成26年10月24日付健感発1024第3号）

【関連情報ホームページ】

（厚生労働省ホームページ）

・「エボラ出血熱について」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/ebola.html>

・「感染症指定医療機関の指定状況」

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/dl/20140811_02.pdf

・「特定・第一種感染症指定医療機関設置状況（地図）」

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/dl/20140811_03.pdf

（厚生労働省検疫所）

<http://www.forth.go.jp/>

（国立感染症研究所）

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/>

（独立行政法人国立国際医療研究センター国際感染症センター）

<http://dcc-ncgm.jp/>

（外務省海外安全ホームページ）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

（世界保健機関（WHO））

<http://www.who.int/en/>